

## 資料3

(第1回 介護保険に関する会議 H29.6.20 )

平成29年度 第1回

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議

介護保険に関する会議

### 5 議 題

(3) 第7期介護保険事業計画の  
策定に向けて

## 第7期介護保険事業計画の策定に向けて

### 1 介護保険事業計画について

- 介護保険制度は、被保険者が介護保険料を支払い、介護が必要になったら保険給付（介護保険サービス）を受ける、給付と負担の関係が明確な社会保険制度。
- 保険者である市町村は、保険給付の円滑な実施のため、3年を計画期間とする「介護保険事業計画」を策定することとされている。

#### 本市における「介護保険事業計画」について

- 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法に規定する「市町村老人福祉計画」と一体のものとして作成されなければならない（介護保険法第117条第6項）とされている。
- 本市においては、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を包含する、『北九州市高齢者支援計画』を策定している。

### 2 次期計画策定にあたっての国的基本的な考え方（主なもの）

#### （1）地域包括ケアシステムの深化・推進

- 「地域包括ケアシステム」は、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される体制。
- 今後、地域によって「高齢化の状況」や「介護需要」も異なってくることが想定されることから、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを「深化・推進」していくことが重要

#### （2）2025年度を見据えた計画の作成

- 介護保険事業計画は、第6期（現行計画）から「地域包括ケア計画」として位置づけられ、2025年に向けて、地域包括ケアシステムを段階的に構築することとされている。
- 今後の高齢者数の動向を視野に入れながら、2025年度の介護需要、サービス種類ごとの量の見込みやそのために必要な保険料水準を推計とともに、
- 中長期的な視野に立って、次期計画の位置づけを明らかにし、具体的な取組内容やその目標を計画に位置づけることが必要

### **3 今後の検討内容**

#### **(1) 本市におけるサービス水準（介護サービスの見込み量）**

これまでの給付実績や高齢者数の推移等をもとに、負担と給付のバランス、既存施設の整備状況、待機者の状況及び今後の高齢化のピークなどの中長期的な視点も踏まえながら、在宅サービスと施設サービスの適切な水準（サービスの見込量等）を検討。

#### **(2) 介護保険料の水準**

上記の介護サービスの見込量から、今後3年間に要する介護保険費用を見込むことで、適切な介護保険料を設定する。その検討にあたっては、制度改正による影響、負担能力に応じた保険料段階の設定、保険料の上昇抑制のための介護給付準備基金の活用なども含めて検討。

#### **(3) その他**

介護保険事業計画策定に当たっては

- 高齢化の進展に伴い、ますます必要となる介護人材の確保のための取組みや、人材の定着に向けた職場環境改善の取組み
- 介護職員の負担軽減や生産性の向上等のため、介護ロボット等を活用した「先進的介護」の実現

などを併せて検討。

# 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、必要なサービスが提供されるようになります。

## I 地域包括ケアシステムの深化・推進

### 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

- 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向け取り組む仕組みの制度化
- ・国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・都道府県による支援事業の創設
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の開拓施策の総合的な推進）を制度上明確化）

### 2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
- ※ 現行の介護療養病床の経過措置期間について、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用することとする。

- ② 医療・介護の連携等に關し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

### 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けるため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

## II 介護保険制度の持続可能性の確保

### 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

### 5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

# 1. 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

## 見直し内容～保険者機能の抜本強化～

- 高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていたために取組を進めることが必要。

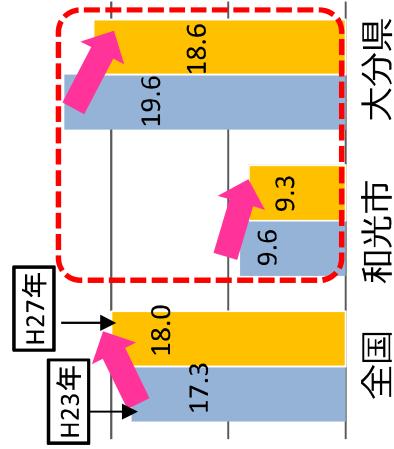
- 全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、  
① データに基づく課題分析と対応(取組内容・目標の介護保険事業(支援)計画への記載)  
② 適切な指標による実績評価  
③ インセンティブの付与  
を法律により制度化。

### ※主な法律事項

- ・介護保険事業(支援)計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
- ・介護保険事業による市町村支援の規定の整備
- ・都道府県による市町村支援の規定の整備
- ・介護保険事業(支援)計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備

先進的な取組を行っている  
和光市、大分県では  
● 認定率の低下  
● 保険料の上昇抑制

要介護認定率の推移



インセンティブ

- ・結果の公表
- ・財政的インセンティブ付与

適切な指標による実績評価

- ・要介護状態の維持・改善度合い
- ・地域ケア会議の開催状況等

保険者機能の発揮・向上(取組内容)

- ・リハビリ職等と連携して効果的な介護予防を実施
- ・保険者が、多職種が参加する地域ケア会議を活用しぱアマネジメントを支援等

国による分析支援

都道府県が研修等を通じて市町村を支援

## 2. 新たな介護保険施設の創設

### 見直し内容

○今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設する。

○病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き継ぎ使用できることとする。

### <新たな介護保険施設の概要>

名称	介護医療院 ※ただし、病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き継ぎ使用できることとする。
機能	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する。（介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づける。）
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等

☆ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとし、平成35年度末までとする。

※ 具体的な介護報酬、基準、転換支援策については、介護給付費分科会等で検討。

### 3. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

#### 「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

##### 1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

##### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な地域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行つ体制(\*)(\*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

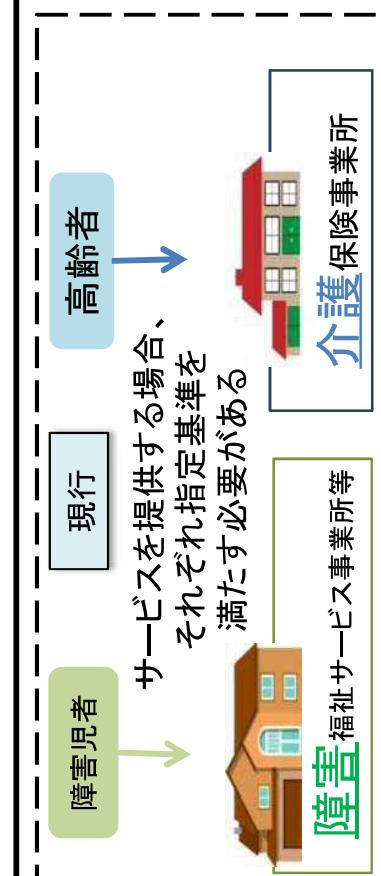
### 3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めたときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

#### 新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくなるため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに**共生型サービスを位置付ける**。(指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討)



障害福祉サービス事業所等であれば、介護保険事業所の指定も受けやすくする特例を設ける。  
※逆も同じ

※対象サービスは、  
①ホームヘルプサービス、  
②デイサービス、  
③ショートステイ等を想定

## 4. 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

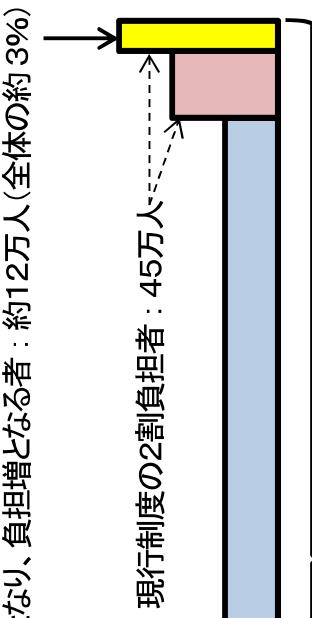
### 見直し内容

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。ただし、月額44,400円の負担の上限あり。【平成30年8月施行】

#### 【利用者負担割合】

負担割合		受給者全体：496万人					
年金収入等	340万円以上 (※1)	2割	3割 ⇒ 3割	在宅サービス	施設・居住系	特養	合計
年金収入等	280万円以上 (※2)	2割		360	136	56	496
				受給者数（実績）			
				3割負担（推計）	約13	約4	約16
				うち負担増 (対受給者数)	約11 (3%)	約1 (1%)	約12 (3%)
						約0.0 (0.0%)	約12 (3%)
				2割負担（実績）	35	10	45
				1割負担（実績）	325	126	54
							451

#### 【対象者数】



3割負担どなり、負担増となる者：約12万人(全体の約3%)

(単位:万人)

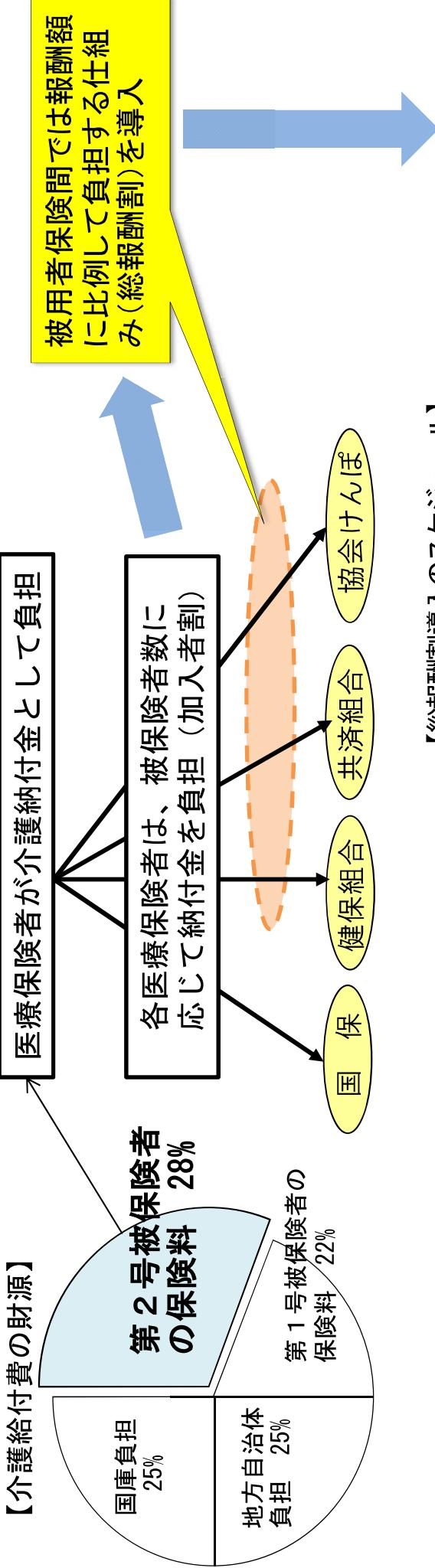
※介護保険事業状況報告(平成28年4月月報)  
※特養入所者の一般的な費用額の2割相当分は、既に44,400円の上限に当たっているため、  
3割負担どなつても、負担増となる方はほとんどない。

※1 具体的な基準は政令事項。現時点では、「合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額) 220万円以上」とするところを想定。⇒単身で年金収入のみの場合344万円以上に相当  
身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上」かつ「年金収入+その他の合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合346万円以上)」⇒夫婦世帯の場合280万円以上に相当  
※2 「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入+その他の合計所得金額280万円以上(単身世帯の場合346万円以上)」⇒単身で年金収入のみの場合280万円以上に相当

## 5. 介護納付金における総報酬割の導入

### 見直し内容

- 第2号被保険者(40～64歳)の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付している。
- 各医療保険者は、介護納付金を、2号被保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』とする。(激変緩和の観点から段階的に導入)【平成29年8月分より実施】



【全面総報酬割導入の際に影響を受ける被保険者数】

「負担増」となる被保険者	約1,300万人
「負担減」となる被保険者	約1,700万人

※ 平成26年度実績ベース

## 平成29年度 北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議

### 介護保険に関する会議 年間スケジュール（予定）

	議題概要（案）
第1回（6月20日）	<ul style="list-style-type: none"><li>■質の向上推進会議の運用について</li><li>■次期高齢者支援計画について</li><li>■第7期介護保険事業計画の策定に向けて</li><li>■介護保険法改正の概要について</li></ul>
第2回（10月上旬）	<ul style="list-style-type: none"><li>■介護保険制度改正に関する国の考え方等について</li><li>■第7期施設整備計画の方向性について</li><li>■第7期介護保険料算定の考え方について</li><li>■次期高齢者支援計画の試案について</li><li>■介護保険サービス意向調査の結果報告</li><li>■「特別養護老人ホームの入所受入れに係る調査」等の結果報告</li><li>■介護人材の確保・定着に向けた取組み</li><li>■介護ロボット等を活用した「先進的介護」の実現</li></ul>
第3回（11月下旬）	<ul style="list-style-type: none"><li>■第7期施設整備計画について（整備量）</li><li>■第7期介護保険料（概算）</li><li>■次期北九州市高齢者支援計画 総論・各論について</li></ul>
第4回（2月中旬）	<ul style="list-style-type: none"><li>■第7期介護保険料について</li><li>■介護報酬改定案について</li></ul>

※ 上記は現時点での案であり、今後変更となる場合があります。

※ 制度改正等に係る国からの情報提供については、資料の送付等により適宜お知らせします。